



東相制第13-0001号
平成25年4月2日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成25年1月22日付け東相制第12-0108号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第12-0108号（平成25年1月22日）の補正内容

旧					新												
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料												
月額					月額												
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (略)		単位	料金額	備考	(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (略)		単位	料金額	備考		
			(イ) 当社の内プッタ利しい場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	1,314円				—	(イ) 当社の内プッタ利しい場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	1,300円	—
					B 保守の区別がタイプ2のもの	1回線ごとに	1,314円							B 保守の区別がタイプ2のもの	1回線ごとに	1,300円	
					C A B 以外のもの	1回線ごとに	1,353円							C A B 以外のもの	1回線ごとに	1,339円	
			② (略)		(略)	(略)	② (略)				(略)	② (略)		(略)	(略)		

イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) (略)	① ② 当の内ブツを用な場合 社局スリタ利しい合	A 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	1,640円
			B 保守の区別がタイプ2のもの	1回線ごとに	1,640円
			C A B以外のもの	1回線ごとに	1,679円
			② (略)	(略)	(略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能 当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,2657円	_____
(2) (略)	(略)	(略)	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第3条(用語の定義)第98-3欄、第5条(標準的な接続箇所)、料金表(第75条(工事費及び手続費等の遡及適用))に規定する工事費、手続費及び負担額(第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率によることとします。)を除きます。)、技術的条件集、附則第18条、附則(平成22年7月30日東相制第10-56号)及び附則(平成23年3月31日東相制第10-7088号)に係るものについては、平成25年4月1日から適用します。

イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) (略)	① ② 当の内ブツを用な場合 社局スリタ利しい合	A 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	1,626円
			B 保守の区別がタイプ2のもの	1回線ごとに	1,626円
			C A B以外のもの	1回線ごとに	1,665円
			② (略)	(略)	(略)

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能 当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,2605円	_____
(2) (略)	(略)	(略)	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

2～3（略）

2～3（略）

（網使用料の算定に係る措置）

4 当社は、この改正規定に係る料金の算定にあたり、災害特別損失額の一部を繰り延べる措置を行うことから、平成 26 年度に適用する料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-1（端末回線伝送機能）2-1-1（基本額）2-1-1-1（基本料）の表中第 4 欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に規定する端末回線伝送機能の料金の原価に、繰り延べ措置を行った額に利息を加えた額を加えるものとします。